

特定建設作業（騒音）に関する届出について（参考）

1 届出が必要な特定建設作業（騒音）

	1 くい打ち機（もんけん除く）、くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く）
	2 びょう打ち機を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業では、一日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業）
	4 空気圧縮機を使用する作業（電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15KW以上のもの限定）（さく岩機の動力として使用する作業は除く）
	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上）、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業は除く）
	6 バックホウを使用する作業（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のもの限定）
	7 トラクターショベルを使用する作業（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のもの限定）
	8 ブルドーザーを使用する作業（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のもの限定）

※騒音規制法第2条第3項に基づき騒音規制法施行令第2条（別表第2）で規定

2 特定建設作業に伴い遵守すべき事項（騒音）

項目	地域の区分	騒音
基準値	第1～4種すべての区域	85 dB
作業時刻	第1～3種と第4種区域の施設周辺	午後7時～午前7時の時間内でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う場合、についての作業は除く
	第4種区域の施設周辺以外	午後10時～午前6時の時間内でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う場合、についての作業は除く
1日当たりの作業時間	第1～3種と第4種区域の施設周辺	10時間/日を越えないこと ただし、作業を開始した日に終わる場合、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
	第4種区域の施設周辺以外	14時間/日を越えないこと ただし、作業を開始した日に終わる場合、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
作業期間	第1～4種すべての区域	連続6日を越えないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
作業日	第1～4種すべての区域	日曜日その他休日でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、変電所の工事、道路法に基づき日曜・休日に行う場合、についての作業は除く

※騒音規制法第15条第1項、厚生省・建設省告示1号に基づく規制基準

※地域の区分については、環境課にある図面をご確認ください。

3 特定建設作業（騒音）の届出と注意事項

届出種類	根拠 条例	届出時期	事 例	様式	添付資料
特定建設作業実施届	騒規法14条1項	特定建設作業開始日の7日以前	特定建設作業の実地	騒規法施行規則様式9	①付近見取図 ②工事行程表 ③使用機のパンフレット等